

放射線業務手当に関する不適切な支給について

独立行政法人理化学研究所（野依良治理事長）は、平成17年11月に文部科学省の指摘を受け、平成17年4月から11月分と放射線管理区域入退室記録の保存年限である3ヵ年度（平成14年度から平成16年度）にわたって、放射線業務手当に関する支給実績および各自の作業記録等の調査を行ったところ、対象者2,541延べ人月のうち1,937人月に不適切な（誤払い）支給を行い、総額が1,068万5,740円であることを確認しました。同手当は管理区域内の作業実績（その月の勤務すべき日数の2分の1以上の従事）に見合って支払う基準を設けていますが、この支給基準についての正しい認識が無かったことや作業実績の確認を行っていなかったことが原因となっていました。同手当の支給対象者は、法令等など所定の手続きを受けた放射線業務従事者のうち、サイクロトロン、重イオン線形加速器、大型放射光施設蓄積リングの運転保守、または同装置を使用する研究業務などを行う者となっています。監査・コンプライアンス室と播磨研究所研究推進部は、同放射線手当と他の手当についても支払い状況の調査を実施、他の手当については不適切な支払いは行われていないことを確認しています。

今回の調査に基づき、誤って支給した手当については返還を求め、所要額を国に返還していきます。また、関係者に対して20日付で、訓告1名、文書による厳重注意5名、口頭による注意19名の処分を行いました。

理研では、再発防止のため規程の見直しを実施し、規程等の周知・教育、コンプライアンス意識の向上を図るため管理職の研修等を行っていきます。今後とも問題を隠蔽することなく一般社会への説明責任を果たしていきます。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 1.放射線業務手当に関する不適切な支給について（調査報告） | 別添1 |
| 2.理事長談話 | 別添2 |

（問い合わせ先）

独立行政法人理化学研究所
監査・コンプライアンス室
室長

加部 文和

Tel : 048-467-4794 / Fax : 048-462-4798

（報道担当）

独立行政法人理化学研究所 広報室

Tel : 048-467-9272 / Fax : 048-462-4715

Mail : koho@riken.jp

放射線業務手当に関する不適切な支給について（調査報告）

平成18年 4月21日
独立行政法人理化学研究所

旧核燃料サイクル開発機構及び旧日本原子力研究所における放射線業務手当等の不正受給の公表があり、昨年11月に文部科学省から調査の要請を受け、当研究所においても放射線業務手当について調査したところ、手当の支給が管理区域内の従事実績に基づくことになっていないことを確認した。そのため、昨年12月分から支給を凍結して監査・コンプライアンス室において実態調査を進め、その他の同様な手当についても支給について問題がないか併せて調査を実施した。その結果、放射線業務手当について不適切な支給が認められたので、その返還を求める等適切な措置を講ずることとする。

1. 調査概要

(1) 調査日程

平成17年11月28日（月）～平成18年4月20日（木）

(2) 調査対象年度

平成17年4月から11月分及び放射線管理区域入退室記録の保存年限である過去3カ年度（平成14年度から平成16年度）に遡って調査を行う。

(3) 調査対象者

放射線業務手当の受給者及びその所属長全員並びに人事部関係者

(4) 調査実施者

監査・コンプライアンス室6名、播磨研究所研究推進部3名

(5) 調査方法

監査・コンプライアンス室及び播磨研究所研究推進部の担当者が放射線業務手当の受給者及び所属長に対し個別に面談を実施し、支給された手当について、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」及び「電離放射線障害防止規則」に基づく管理区域の入退室記録及び研究室実験記録等をもとに入退室実績を把握し、同手当の支給基準を満たしているかどうかを確認するとともに、支給手続の実態について事情を聴取した。また、放射線業務手当の支給基準を満たしていないにもかかわらず、同手当を支給していた背景・原因等を調査するため、給与担当者及びその所属長についても個別に聴き取り調査を行った。なお、播磨事業所における調査については、播磨研究所研究推進部の応援を受けた。

2. 手当の支給基準

放射線業務手当は、定年制職員給与規程において、常時サイクロトロン等の運転保守その他の別に定める放射線業務に従事する職員に対して支給することとなっており、対象装置の運転

保守又は対象装置を使用する研究業務等に常時従事する放射線業務従事者（管理職を除く）を支給の対象として、さらに放射線業務手当支給細則に支給範囲等が具体的に規定されている。同細則では、管理区域内において当該業務に従事した日数が、その月の勤務すべき日数の2分の1以上の職員に対して定額を支給することとなっていたが具体的な確認手続きは規定されていなかった。平成16年度からは、所属長から申請された放射線業務手当の支給対象者はすべて2分の1以上の実績要件を満たす者として当月分の手当を支給し、実績が満たない場合は翌月に精算する手当に改正しているが、この時も具体的な精算手続きが規定されていなかった。現在の支給額は職務内容により月額最低2,100円から6,500円までの4ランクである。

3. 手当の支給方法

手当の支給方法は①毎年度開始前に給与課で給与データから放射線業務手当の支給実績のある対象者を抽出して対象者リスト及び申請書を作成し、放射線業務手当支給細則を添付して支給対象者の所属長宛に送付する。②所属長は内容を確認し必要な修正を行い、申請書に押印後給与課に返送する。③返送された申請書を給与課内で決裁を行い同手当支払のためのデータが入力され、支払いが行われる。④年度途中の新規採用者及び異動者については、所属長からの申請を受けて当該翌月から適用される。⑤手当区分の号数の指定は所属長が対象者の職務内容を確認のうえ格付し、給与課で決定している。

なお、放射線業務手当は放射線管理区域内において放射線業務に従事する者としてあらかじめ所属長の申請に基づき、研究所から指名された放射線業務従事者のうち、サイクロトロン、重イオン線型加速器、大型放射光施設蓄積リングの運転保守又は同装置を使用する研究業務等を行う者が支給の対象者である。放射線業務従事者は、法令等に基づく所定の手続（放射線健康診断、所定時間以上の教育及び訓練、線量計の配布、安全管理室への登録等）を経て指名される。

4. 調査結果

(1) 所属長からの手当支給申請と支払手続きについて

聴き取り調査の結果、給与課は毎年度開始前、放射線業務手当支給の申請書に放射線業務手当支給細則を添付して所属長に送付し、所属長から返送されてきた同申請書に基づき支給の可否及び金額を決定していたが、①給与課では支給基準を満たしているかどうかの毎月の確認については、具体的な確認手続きが定められていなかったこともあり、受給者の所属長がしているものと判断して、実施していないこと②所属長の多くは、給与課から送付された申請書に同細則が添付されていたにもかかわらず、具体的な確認方法が定められていなかったことから、手当支給申請にあたり自ら実績確認を行う責務を有するとの認識が無かったこと、③受給者の多くは資格給的な手当と考え支給基準についての認識が無く、かつ、所属長が毎年、給与課に放射線業務手当の申請書を提出していることを知らなかったことが確認された。また、対象施設が存在しない筑波及び神戸両事業所の安全管理担当者についても手当の支給対象者としていたことが確認された。

(2) 放射線業務手当の受給状況について

管理区域入退室記録等の資料を支給基準に照らした結果を別表に示す。調査期間の延人月2,541名のうち支給基準を満たしていなかった者は、1,937名で、その結果、平成14年度からの手当受給額13,957,840円のうち、誤払額は平成14

年度2, 460, 638円、平成15年度2, 779, 005円、平成16年度3, 212, 397円、平成17年度11月分まで2, 233, 700円となる。

(3) 誤払の背景・原因

放射線業務手当を支給するには、対象施設の放射線管理区域内において、その月の勤務すべき日数の2分の1以上従事することが必要である。調査の結果、多くの者が支給基準を満たしていないことが確認された。また、受給者及び当該所属長の多くが支給基準についての正しい認識がなく、かつ、支給額の決定を行う給与課でも実績確認を行っていないことが確認された。

同手当は昭和42年から適用されているが、当時から支給基準は同様であり、対象施設は当初サイクロトロンだけであったが、昭和51年に重イオン線形加速器、平成9年に大型放射光施設蓄積リングが加わっている。

今回の誤払に至った背景についてはヒアリングの結果、放射線業務手当導入当時は、対象施設（サイクロトロン棟）を本務とする者については、放射線管理区域内での2分の1以上の従事が常態であったので、対象施設を一時的に利用する者についてのみ所属長からの毎月の従事実績の申請に基づき、支払担当部署で月の2分の1以上かどうかの確認をしていた。その後、装置の運転保守業務等については外部業者に委託するようになり、また、対象施設での実験準備やコンピュータ操作が管理区域外で行われるようになったこと等により、本務者について放射線管理区域外での業務が多くなり、かつ、2分の1以上の従事実績を確認していた一時利用者もいなくなった。このような研究現場の変遷があったにも関わらず、支払担当部署は従前と同じく所属長から申請のあった支給対象者は当然2分の1以上の従事要件を満たす者として、支給手続きを続けてきたものと思慮される。

受給者及び所属長も放射線業務手当の性格について、実績に基づく手当でなく、放射線業務従事者としての資格給的な手当であり、放射線管理区域内での業務に従事する者に支給される手当として認識するようになった。

(4) 責任の所在

放射線業務手当の支給基準を満たしているかどうかの判断は支払担当部署で実施すべきであるが、規定が不備な状態のままで、年度開始前の所属長の申請だけを根拠に、実績確認を全くしないで支払を行ってきた責任が支払担当部署にある。また、実績確認がどこからも行われずに手当の支給が行われてきたことから受給関係者の多くが資格給的な手当であると認識するに至っており、長年慣行的に支給を実施してきた支給者及び受給者の所属長双方の認識が甘かったと言わざるを得ない。

5. 改善策

再発防止のため、以下について実施している。

(1) 規定の見直し

放射線業務手当に関する規定の見直しを行い、支給基準を満たしているかどうかの毎月の確認方法を具体的に定め、受給者及び所属長への説明会も実施した。

手当支給の対象となる業務に従事することが予め認定された放射線業務従事者は、当該月の管理区域内での業務内容、従事時間等を記載した放射線業務従事簿を所属長の承認を得て給与課に提出するよう変更し、また給与課では提出された従事簿と電子的に自

動記録される管理区域内への入退室データを照合して実績確認を行った後、手当を支給するように規則を整備し、従事簿と電子データの両方で実績確認を行うなど確認方法にも改善を図った。

(2) 規定等の周知、教育について

給与関係業務全体について、規定解釈上問題がないかどうかの点検を行うとともに、コンプライアンス意識の向上を図るため管理職研修等を行う。

(3) その他の手当の調査

今回の誤払いが放射線業務手当だけの特殊なケースかどうかを確認するため、平成17年10月に支給された手当のうち、支給対象者の申請や勤務実績に基づき額が決定される8項目の手当について、支給手続きが適正かどうかの調査を実施した。うち2項目については支給対象者がいなかったため、残りの6項目について計556件のサンプリング調査を行った結果、適切に支給額が決定されていることを確認した。

6. 関係者への措置

今回の調査結果に基づき、次の措置を講じる。

(1) 誤って支給した手当については返還を受け、国に所要額を返還する。

(2) 関係者に対して処分を行った。

- ① 訓告 1名
- ② 文書による厳重注意 5名
- ③ 口頭による注意 19名

(別添2)
平成18年 4月21日

放射線業務手当に関する調査結果について
理事長談話

独立行政法人理化学研究所

今般、放射線業務手当に関する調査を実施しましたところ、過去3年間で約一千七十万円の不適切な支給があったことが判明しました。

今回の事態は誠に遺憾であり、深く国民の皆様方にお詫び申し上げます。

なお、不適切な支給をした手当については、全額返還してもらうこととしており、また、手当支給に携わった関係者につきましては厳正な処分を行ったところです。

今後、再びこのようなことが起きないように、法令遵守の意識を徹底させ、適正な業務運営に取り組んでいく所存です。